

諮問番号：令和４年度諮問第３６号
答申番号：令和４年度答申第４４号

答 申 書

第１ 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年３月３０日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護決定処分（ただし、平成２９年６月から同年８月分の移送費の申請に係る処分。以下「本件処分１」という。）、同日付けで行った法に基づく保護決定処分（ただし、平成２９年９月分から同年１１月分の移送費の申請に係る処分。以下「本件処分２」という。）及び同日付けで行った法に基づく保護決定処分（ただし、平成２９年１２月分及び平成３０年２月分の移送費の申請に係る処分。以下「本件処分３」といい、本件処分１及び本件処分２と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人

処分庁は、移送費でタクシーの使用を認めており、審査請求人は、移送費を申請した当時の処分庁の担当者（以下「前担当者」という。）からもタクシーの利用を指示された。

にもかかわらず、タクシー代が支給されなかったことは違法であり不当であるから、本件処分の取消しを求める。

２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第３ 審理員意見書の要旨

１ 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２ 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年7月3日付けで、同年6月分のタクシーによる移送の給付を申請したこと、翌月以降、平成30年2月分まで（同年1月分を除く。）のタクシーによる移送の給付を申請したことが認められる。

また、審査請求人から平成29年6月分から平成30年2月分まで（同年1月分を除く。）のタクシーによる移送の給付申請を受けた処分庁は、審査請求人に対し、令和2年3月30日付けで、電車による移送の給付を決定する本件処分を行ったことが認められる。

(2) まず、タクシーによる移送の給付を行わないとした処分庁の判断についてみる。

生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3の9（1）及び局長通知第3の9（3）イのとおり、移送の給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うこととされ、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認する等福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている。

処分庁は、審査請求人が通院している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「A病院」という。）に対し、審査請求人に係る移送の給付について意見を求めたところ、A病院が作成した平成29年7月11日付けの給付要否意見書（以下「本件給付要否意見書」という。）には、審査請求人が通院するにあたって、タクシーを利用するに要しない旨の医師の記載があることが認められる。

このことから、本件給付要否意見書にある医師の意見を踏まえて、タクシーによる移送の給付を行わないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁がタクシーの使用を認めており、タクシー代が支給されなかったことは違法であり不当である旨主張する。

本件についてみると、①平成29年6月30日に、処分庁は、審査請求人に対し、タクシー代による移送の給付について、医師の意見が必要であるが、支給は可能であること及び回答を得るまでに時間がかかる恐れがあり、タクシー代の支給ができない場合があることを伝えたこと、②平成30年4月18日に、処分庁は、前担当者に対し、審査請求人への指示事項を確認したところ、前担当者は、処分庁に対し、審査請求人から最初に移送費についての相談を受けた際、事前相談が原則であることを説明の上、給付要否意見書の回答内容を参考に決定することから、支給不可となることもあり得る旨説明

し、主治医がタクシーの利用の必要性を認めている場合においては、体調によって通院方法を変える必要はなく、タクシーを利用して良いと伝えたと回答したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、タクシーの利用にあたって、主治医の意見を確認し、主治医がタクシーを利用する必要性を認めている場合に、タクシーによる移送の給付が可能である旨伝えていたことが認められる。

したがって、事件記録からは、処分庁が、審査請求人に対し、タクシーを利用するように指示した事実、タクシーの利用を認めた事実及びタクシーによる移送の給付を認めた事実は確認できないため、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 次に、処分庁が審査請求人に対して行った電車による移送の給付についてみる。

局長通知第3の9(4)アのとおり、移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費とされている。

①平成29年6月から平成30年2月の間に、審査請求人は、A病院に12回通院したこと、②処分庁は、審査請求人が通院しているA病院に対し、審査請求人に係る移送の給付について意見を求めたところ、本件給付要否意見書には、電車による移送の給付を要する旨の記載があることが認められる。

これらのことからすると、医師の意見が記載されている本件給付要否意見書に照らすと、審査請求人は、A病院に通院する際に、電車による通院が必要であることが認められ、処分庁は、本件給付要否意見書を確認した上で、審査請求人に対し、審査請求人が電車を利用して通院した際に必要となる経費を算出し、電車による移送の給付を行っており、その判断には一定の合理性が認められる。

(4) 最後に、本件処分1に係る理由の記載についてみる。

本件処分1により処分庁が決定した移送の給付は、平成29年6月から同年8月分の電車による移送の給付であるところ、本件処分1の通知書の決定理由の欄には、「(前略)〔A病院〕通院の交通費(平成29年12月～平成30年2月分)について、(中略)〔局長通知〕第3-9-(2)-イに定められた移送費の給付が必要な場合と認め、移送費を支給します。」と記載されており、処分庁は「平成29年6月～同年8月分」と記載すべきところを「平成29年12月～平成30年2月分」と記載したことが推察され、記載内容に誤りがあることが認められる。

しかしながら、①審査請求人は、処分庁に対し、平成29年6月から平成30年2月分(同年1月分を除く。)の移送費の申請を行ったこと、②処分

庁は、令和2年3月30日付けで、審査請求人に対し、平成29年12月から平成30年2月分の移送の給付を行う決定通知書を2通送付していること、③令和2年4月6日に、処分庁は、審査請求人に対し、電車等を利用した場合の金額で移送費の支給を行ったことを電話で伝えていることから、本件処分1の通知に記載がある「(前略)〔A病院〕通院の交通費(平成29年12月～平成30年2月分)」について、平成29年6月～同年8月分の移送の給付であるということを審査請求人が了知することは可能であったと認められる。

以上のことからすると、本件処分1の通知書の記載に誤りは認められるものの、行政機関が処分を行うにあたって理由の提示が求められるのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保し、処分の相手方の争訟提起の便宜を図る趣旨であることからすると、本件処分1の通知書の記載に本件処分1を取り消すほどの瑕疵があるとまでは言えない。

なお、本件については、審査請求人はタクシーによる移送の給付申請を行っており、それに対し、処分庁は、電車による移送の給付決定を行った経過あり、誤解が生じる恐れがあることから、処分庁においては、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならず、また、決定理由の記載については、被保護者に誤解を与えることのないように努めなくてはならないことを付言する。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件については、平成29年7月3日に、審査請求人は、処分庁に対し、移送費(通院交通費)支給申請書及び通院回数証明書を提出しているにもかかわらず、処分庁が、当該申請を却下する処分を行ったのは平成30年6月14日であり、申請から1年近く経過していることが認められる。この点について、法第24条第3項のとおり、保護の申請に対する決定は、申請のあった日から14日以内(扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、30日以内)に通知しなければならないと定められており、処分庁が、審査請求人の申請に対し、適正な時期に保護の決定を行っていれば、平成29年7月以降において、審査請求人は、タクシーによる通院を行わなかった可能性がある。処分庁においては、適正な時期に本件処分を行う必要があったと言わざるを得ず、今後、同様のことが無いよう留意すべき旨を付言する。

また、審査請求人は、平成29年8月16日の移送費について、復路の交通費は他の医療機関が支給する為、移送の給付は必要ない旨申告しているものの、処分庁は、同日分の復路の交通費を含めた上で、本件処分1により移送費を算定していることが認められるが、当該取扱いの理由は明らかではない。しかし、処分庁が当該取扱いを行ったことは、審査請求人に不利益とな

るものとは認められないことから本件審査請求において、本件処分を取り消すべき理由には相当しない。

(6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年1月 4日	諮問書の受領
令和5年1月 6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月20日 口頭意見陳述申立期限：1月20日
令和5年1月19日	第1回審議
令和5年2月 9日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として第1号から第6号を掲げ、第6号は「移送」と定めている。

(2) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と定め、同条第5項は、「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と定めている。

(3) 局長通知第3の9(1)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

(4) 局長通知第3の9(2)は、「アからクまでに掲げる場合において給付を

行う。」とし、給付の範囲として、「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合、当該受診に係る交通費が必要な場合」、「イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関を受診する際の交通費が必要な場合」と記している。

- (5) 局長通知第3の9(3)イは、給付決定に関する審査について、「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」と記している。
- (6) 局長通知第3の9(4)アは、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成28年2月12日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

なお、同日付けの処分庁の処遇方針には、「療養指導」、「他法他施策の活用 身体障害者手帳の申請」と記載されている。

- (2) 平成29年6月30日、審査請求人は、処分庁を訪問した。

同日のケース記録には、「(前略)(主)[審査請求人]より、タクシーを使いたい、費用の支給はできるかと質問されたため医師からの意見は必要であるが、支給は可能。ただし、回答を得るまで時間がかかる恐れがあり、結果、タクシー代の支給ができない場合もあると伝えた。それを了承した(主)は、後日、移送費支給申請書を提出すると答えた。ちなみに(主)の右眼は、〇〇〇によりほぼ〇〇状態。左眼についても、視力は0.1を切っているため、元々、(中略)[A病院]の医師からはタクシーでの通院を指導されていた。(中略)[A病院]へ給付要否意見書送付済み。」と記載されている。

- (3) 平成29年7月3日付けで、審査請求人は、同年6月に1回、A病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、往復のタクシー代の領収書を添付して、タクシーによる移送の給付を求める支給申請を行った。

- (4) 平成29年7月28日付けで、審査請求人は、同月に1回、A病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、往復のタクシー代の領収書を添付して、タクシーによる移送の給付を求

める支給申請を行った。

- (5) 平成29年8月21日付けで、審査請求人は、同月に3回、A病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、2回分の往復のタクシー代及び1回分の往路のタクシー代の領収書を添付して、タクシーによる移送の給付を求める支給申請を行った。

なお、領収書を添付した用紙には、「8月16日 復路は病院支給の為(中略) 必要ありません。」と記載されている。

- (6) 審査請求人が処分庁に提出した平成29年9月分の移送費(通院交通費)支給申請書には、同月に1回、A病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、1回分の往復のタクシー代の領収書が添付されている。
- (7) 審査請求人が処分庁に提出した平成29年10月分の移送費(通院交通費)支給申請書には、同月に1回、A病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、1回分の往復のタクシー代の領収書が添付されている。
- (8) 審査請求人が処分庁に提出した平成29年11月分の移送費(通院交通費)支給申請書には、同月に1回、A病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、1回分の往復のタクシー代の領収書が添付されている。
- (9) 審査請求人が処分庁に提出した平成29年12月分の移送費(通院交通費)支給申請書には、同月に1回、A病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、1回分の往復のタクシー代の領収書が添付されている。
- (10) 審査請求人が処分庁に提出した平成30年2月分の移送費(通院交通費)支給申請書には、同月に3回、A病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、1回分のタクシー代の領収書が添付されている。

- (11) 平成30年4月11日、審査請求人は、処分庁を訪問し、審査請求人がこれまでに申請した移送費が支給されない旨を申し出た。

同日後刻、審査請求人は、処分庁に架電し、平成29年7月頃、体調が悪かったので、タクシーを利用して通院したいと前担当者に相談したところ、1回だけの使用では必要性を認め難いので、今後は体調が良い時であっても毎回タクシーを使うように指示されたため、平成30年3月の転院まで継続してタクシーを利用していたことから、この間の移送費を支給してほしい旨、支給が無理な場合は、処分庁のミスであった旨を記載した文書を求める旨述べた。これに対して、処分庁は、事実確認を行い、支給の可否を検討して後日電話する旨回答した。

- (12) 平成30年4月18日、処分庁の担当者は、前担当者に架電し、前記(3)の支給申請に係る事実関係を確認したところ、前担当者は、①審査請求人に対して、事前相談が原則であることを説明の上、給付可否意見書の回答内容を参考に決定するものであり、支給不可となることも当然にあり得ると念を押した旨、②本件給付可否意見書には「通院のためのタクシーを要しない。」と記載されていたため、支給相談当初に審査請求人が、主治医からも体調不良時にタクシーを利用すればよいと助言を受けていると申立てがあったことに鑑み、医療機関に確認してみるよう助言した旨、③前担当者が行った助言は、主治医がタクシー利用の必要性を認めている場合においては、わざわざその日の体調によって通院方法を変えなくとも全てタクシーを使用して良いというものであった旨、回答した。
- (13) 平成30年5月11日、処分庁の担当者が、審査請求人に架電した際、審査請求人は、①平成29年3月、4月頃は視力が低かったため、主治医もタクシー利用が必要だと言っていたが、前担当者にタクシーの移送費について相談した時点(平成29年6月30日)では、主治医はタクシー利用は不要だとの見解であった旨、②これまでずっと、主治医はタクシー利用は不要であるとの見解だったことを前担当者に伝えていた旨、述べた。
- 処分庁の担当者が、前担当者に確認した内容として、前担当者は、主治医がタクシー利用の必要性を認めている場合においては、わざわざその日の体調によって通院方法を変えなくとも全てタクシーを使用して良いというものだった旨伝えたところ、審査請求人は、否定する旨述べた。
- (14) 平成30年5月24日の処分庁の受理印が押印されている本件給付可否意見書には、処分庁が行った「タクシーを利用する場合は公共交通機関を利用できない理由について記入してください。」に対する意見として、「通院のためタクシーを利用するに要しない。」と、「電車・バス・タクシー・寝台車」の欄には「電車」と、「区間」の欄には「自宅～病院」と、本件給付可否意見書を作成した日付の欄には「平成29年7月11日」と、記載されている。
- (15) 平成30年6月14日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、平成29年6月から平成30年2月分(同年1月分は除く。)のタクシーによる移送の給付の申請を却下する処分(以下「前回処分」という。)を行った。
- (16) 平成30年6月15日、審査請求人は、大阪府知事に対し、前回処分の取消しを求める審査請求を行った。
- (17) 令和2年1月22日付けで、大阪府知事は、処分庁が行った前回処分は、本件給付可否意見書の一部の記載について、局長通知第3の9(2)イに規定する支給要件に該当しないとして申請を却下したに過ぎず、局長通知第3の9(2)アに該当するか否かについて具体的な検討をした形跡を見出す

ことはできないとして、前回処分を取り消す旨の裁決を行った。

(18) 令和2年3月26日、処分庁はケース診断会議を開催し、①本件給付要否意見書に「通院のためタクシーを利用するに要しない」との記載があったことから、タクシーに係る費用は支給しない旨、②本件給付要否意見書には、電車による移送の給付を要するとの記載があることから、電車を利用した場合に係る移送費の支給を認めて給付を行う旨、を決定した。

(19) 令和2年3月30日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、支給額を3,900円とする本件処分1を行った。

本件処分1の通知書には、本件処分1の保護決定理由の欄に「(前略)(A病院)通院の交通費(平成29年12月～平成30年2月分)について、(中略)〔局長通知〕第3-9-(2)-イに定められた移送費の給付が必要な場合と認め、移送費を支給します。」と記載されている。

なお、本件処分1の支給額は、平成29年6月から同年8月までの間に審査請求人がA病院に5回通院した際に、審査請求人の自宅からA病院まで電車を利用した場合に要する運賃(390円)の5往復に要する金額(390円×2×5=3,900円)である。

(20) 令和2年3月30日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、支給額を2,340円とする本件処分2を行った。

本件処分2の通知書には、本件処分2の保護決定理由の欄に「(前略)(A病院)通院の交通費(平成29年9月～平成29年11月分)について、(中略)〔局長通知〕第3-9-(2)-イに定められた移送費の給付が必要な場合と認め、移送費を支給します。」と記載されている。

なお、本件処分2の支給額は、平成29年9月から同年11までの間に審査請求人がA病院に3回通院した際に、審査請求人の自宅からA病院まで電車を利用した場合の運賃(390円)の3往復(390円×2×3=2,340円)に要する金額である。

(21) 令和2年3月30日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、支給額を3,120円とする本件処分3を行った。

本件処分3の通知書には、本件処分3の保護決定理由の欄に「(前略)(A病院)通院の交通費(平成29年12月～平成30年2月分)について、(中略)〔局長通知〕第3-9-(2)-イに定められた移送費の給付が必要な場合と認め、移送費を支給します。」と記載されている。

なお、本件処分3の支給額は、平成29年12月及び平成30年2月に審査請求人がA病院に4回通院した際に、審査請求人の自宅からA病院まで電車を利用した場合の運賃(390円)の4往復(390円×2×4=3,120円)に要する金額である。

(22) 令和2年4月6日、審査請求人は、処分庁に架電し、本件処分の通知を

確認したところ、支給金額がタクシー代の料金よりも少ないと申し出た。

これに対して、処分庁の担当者は、本件給付要否意見書を確認した結果、タクシー利用の必要性はないと判断し、電車を利用した場合の金額を支給している旨伝えたところ、審査請求人は、納得できないので、審査請求を行う旨述べた。

(23) 令和2年5月22日、審査請求人は、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 前記1(1)のとおり、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、必要な範囲内において行われるものであり、移送にかかる費用が含まれる。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)として、局長通知を定めている。

(2) 本件処分に至る経過を前記2に基づいてみると、審査請求人は、処分庁に対し、平成29年7月3日付けで、同年6月分のタクシーによる移送の給付を申請したこと、翌月以降、平成30年2月分まで(同年1月分を除く。)のタクシーによる移送の給付を申請し、処分庁は、審査請求人に対し、令和2年3月30日付けで、電車による移送の給付を決定する本件処分を行ったことが認められる。

(3) まず、タクシーによる移送の給付を行わないとした処分庁の判断についてみる。

前記2(18)のとおり、処分庁は、本件処分を行うにあたり、ケース診断会議を開催し、本件給付要否意見書に「通院のためタクシーを利用するに要しない」との記載があったことから、前記1(5)の局長通知第3の9(3)イに照らして、タクシーに係る費用は支給しないと判断したことが認められ、本件給付要否意見書にある医師の意見を踏まえて、タクシーによる移送の給付を行わないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁がタクシーの使用を認めており、タクシー代が支給されなかったことは違法であり不当である旨主張する。

この点についてみると、前記2(2)のとおり、平成29年6月30日の審査請求人と前担当者のやりとりとして、同日のケース記録には、①前担当者は、審査請求人に対し、タクシー代による移送の給付について、医師の意見が必要であるが、支給は可能であること及び回答を得るまでに時間がかかる恐れがあり、タクシー代の支給ができない場合があることを伝えたこと、②元々、審査請求人は、A病院の医師からはタクシーでの通院を指導さ

れていたこと、③前担当者は、同日、A病院に給付可否意見書を送付したこと、が記載されている。

また、前記2(12)のとおり、平成30年4月18日、処分庁が、前担当者に対し、平成29年6月30日の審査請求人とのやりとりを確認したところ、前担当者は、処分庁に対し、審査請求人から最初に移送費についての相談を受けた際、事前相談が原則であることを説明の上、給付可否意見書の回答内容を参考に決定することから、支給不可となることもあり得る旨説明し、前担当者の行った助言は、主治医がタクシーの利用の必要性を認めている場合においては、体調によって通院方法を変える必要はなく、タクシーを利用して良いというものであったと回答したこと、が認められる。

一方で、前記2(13)のとおり、平成30年5月11日、処分庁の担当者が、審査請求人に架電した際、審査請求人は、①平成29年3月、4月頃は視力が低かったため、主治医もタクシー利用が必要だと言っていたが、前担当者にタクシーの移送費について相談した時点(平成29年6月30日)では、主治医はタクシー利用は不要だとの見解であった旨、②これまでずっと、主治医はタクシー利用は不要であるとの見解だったことを前担当者に伝えていた旨、述べたことが認められる。

そうすると、前担当者が、平成29年6月30日の時点で、A病院の主治医が審査請求人にタクシー利用を認めていると認識していたことは、前担当者の誤解であった可能性はあるものの、同日にA病院に給付可否意見書を送付していることからすると、前担当者は、審査請求人に対し、タクシーの利用にあたって、主治医の意見を確認し、主治医がタクシーを利用する必要性を認めている場合に、タクシーによる移送の給付が可能である旨伝えていたものと推認される。

したがって、事件記録からは、審査請求人が主張するような、前担当者が審査請求人に対し、タクシーの利用を認めた事実は確認できないと言わざるを得ず、審査請求人の主張は採用できない。

(4)次に、処分庁が審査請求人に対して行った電車による移送の給付についてみる。

前記1(3)のとおり、局長通知第3の9(1)において、移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費とされている。

前記2に基づいて本件をみると、①平成29年6月から平成30年2月の間に、審査請求人は、A病院に12回通院したこと、②本件給付可否意見書には、審査請求人はA病院に通院する際に、電車による通院が必要であることが記載されていること、が認められる。

そうすると、処分庁は、本件給付可否意見書の記載内容に従って、審査請

求人がA病院に通院する際には電車を利用する必要があると判断し、審査請求人が電車を利用して通院した際に必要となる経費を算出し、電車による移送の給付を行っていることが認められる。

以上のことから、処分庁が、前記1(3)の局長通知第3の9(1)で同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないように求められていることについては、どの程度考慮したのかは判然としないものの、前記1(5)の局長通知第3の9(3)イに照らして、電車による移送の給付を行うこととした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(5) 最後に、本件処分1に係る理由の記載についてみる。

本件処分1により処分庁が決定した移送の給付は、平成29年6月から同年8月分の電車による移送の給付であるところ、本件処分1の通知書の決定理由の欄には、支給期間を平成29年12月から平成30年2月分と記載されており、誤りがあることが認められる。

処分の通知において、支給期間は処分の内容を示す上で重要なものであり、その記載を誤ることは看過できないものの、審査請求人が行った平成29年6月から平成30年2月分(同年1月分を除く。)の移送費の申請について、処分庁は、令和2年3月30日付けで、本件処分1と併せて本件処分2及び本件処分3を行っており、令和2年4月6日に、処分庁は、審査請求人に対し、電車等を利用した場合の金額で移送費の支給を行ったことを伝えていることから、審査請求人は、本件処分1の通知が平成29年6月から同年8月分の移送の給付であるということを認識し得たと言える。

行政庁が処分を行うにあたって理由の提示が求められるのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保し、処分の相手方の争訟提起の便宜を図る趣旨であることからすると、本件処分1の通知書の記載に誤りが認められることのみをもって、本件処分1を取り消すほどの瑕疵があるとまでは言えない。

なお、本件処分の理由の記載について、審理員が、審査請求人はタクシーによる移送の給付申請を行っており、それに対し、処分庁は、電車による移送の給付決定を行った経過があり、誤解が生じる恐れがあることから、処分庁においては、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならず、また、決定理由の記載については、被保護者に誤解を与えることの無いように努めなくてはならないことを付言することについて、当審査会も同意見である。

また、前記2(5)のとおり、審査請求人は、平成29年8月16日の移送費について、復路の交通費は医療機関が支給する為、移送の給付は必要ない旨申告していることに対して、前記2(19)のとおり、処分庁は、同日分の復路の交通費を含めた上で、本件処分1により移送費を算定していることが認められるが、当該取扱いの理由は明らかではない。しかしながら、処

分庁が当該取扱いを行ったことは、審査請求人に不利益となるものとは認められないことから、本件審査請求において、当該取扱いの違法性を判断しないこととする。

(6) まとめ

以上のとおり、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分について当審査会の前記判断を左右するものではないが、前回処分に至る処分庁の処理について疑義があるため、以下、付言する。

本件については、平成29年7月3日に、審査請求人は、処分庁に対し、タクシー代の支給を求めて移送費の申請を行ったにもかかわらず、処分庁が前回処分を行ったのは平成30年6月14日であり、申請から1年近く経過していることが認められる。

この点について、前記第5の1(2)のとおり、保護の申請に対する決定は、申請のあった日から14日以内（扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、30日以内）に通知しなければならぬと定められている。

前記第5の2(13)のとおり、審査請求人は、これまでずっと主治医はタクシー利用は不要であるとの見解だったことを前担当者に伝えていた旨主張していることからすると、処分庁が、審査請求人の平成29年7月3日の申請に対して、速やかに処分を行っていれば、審査請求人は、同月以降タクシーによる通院を行わなかった可能性があり、処分庁の処分が速やかに行われなかったことから、審査請求人のタクシー代の支出が膨らんだと言わざるを得ない。

処分庁においては、今後、同様のことが生じないよう、保護の申請に対する決定は、速やかに行うよう要請する。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲